

市民憲章に

あなたの想いを

栃木市は、来年、市制施行 10 周年を迎えます。

そこで、栃木市をさらに住みよいまちとするために、市民憲章をつくります！

すてきな市民憲章ができるよう、みなさんご協力をお願いします！

☆詳しくは裏面をご覧ください。

年齢	歳	○をつけて ください。	1. 在住	2. 在勤	3. 在学
----	---	----------------	-------	-------	-------

キーワード、文案を書いてください。

【例】 キーワード：明るい/親切/あいさつ/文化/スポーツ/歴史/自然 など
文案：自然を守り、よりよい環境のまちにしよう
共に助けあい、思いやりのある行動をしよう
教養を深め、文化の向上につとめます など

*市民憲章は、住みよいまちにするために、市民の一員として心がけることや取り組むことを定めるものです。

*ご応募いただいた文案等の一切の権利は栃木市に帰属し、栃木市市民憲章審議会で参考とさせていただきます。

みんなに愛される「市民憲章」をつくろう！





栃木局
承認

32

差出有効期間
令和元年8月
31日まで

切手を貼らずに
お出してください

3 2 8 - 8 7 9 0

栃
木
市
万
町
9
番
2
5
号

栃
木
市
総
務
課
行
政
管
理
係
行

山折り

市民憲章キーワード等募集

【募集内容】

市民憲章に入れたい
「キーワード」や「文案」

【募集期間】

6月20日（木）から7月19日（金）（必着）

【応募資格】

市内在住・在勤・在学の方

【応募方法】

裏面の応募用紙に記入し、下記の方法でご応募ください。

- ・郵送（この用紙は三つ折りすると封筒になります。切手を貼らずにポストへ投函して下さい。）
- ・応募箱へ投函（右記施設に設置）
- ・電子メール
- ・FAX

山折り

【応募先及び問合せ先】

栃木市万町 9-25
栃木市 総務部 総務課 行政管理係
電 話 0282-21-2342
FAX 0282-21-2674
Eメール soumu@city.tochigi.lg.jp

応募箱設置場所

- 【栃木】市役所1階案内
栃木公民館、大宮公民館、
皆川公民館、吹上公民館、
寺尾公民館、国府公民館
- 【大平】大平市民生活課、大平公民館
- 【藤岡】藤岡市民生活課、藤岡公民館
- 【都賀】都賀市民生活課、都賀公民館
- 【西方】西方市民生活課、西方公民館
- 【岩舟】岩舟市民生活課、岩舟公民館

